



会津若松市民憲章だより

《発行日》平成十九年十月一日
会津若松市民憲章推進委員会
【事務局】会津若松市環境生活課内
福島県会津若松市東米町三番四十六号
〇二四二 二二九 一三二二

Q市民憲章って
なに？

A住みよいまちづくりのために
市民が自ら定めた目標です

会津若松市民憲章

昭和43年
5月3日制定

前文

会津若松市は、会津の中心都市として長い歴史と伝統にちか
われて発展してきました。

会津若松市民は、明治戊辰百年を迎えて先人の偉業をしのび、
よりよい郷土を築くために平和、創造、繁栄の三つの誓いをたて、
市民の歩む道しるべとして市民憲章を制定しました。

私たちが市民は、責任と誇りをもった市民意識の上に立つて、会
津若松市を近代都市として大きく前進させるために、具体的目
標を定め心を合わせて、これを実践するよう努めるものです。

- 一、親切をつくし 住みよいまちをつくりましょう
- 一、きまりを守り 明るいまちをつくりましょう
- 一、健康で働き 豊かなまちをつくりましょう
- 一、環境をととのえ 美しいまちをつくりましょう
- 一、自然と文化財とを愛し ゆかしいまちをつくりましょう
- 一、教養を高め 文化のまちをつくりましょう

親切をつくす、きまりを守
るといった《思いやりのある
明るいまちづくり》につい
てうたっています。

憲章文 一・二

委員会には、この理念の下
に活動を行う【社会福祉部会】
があります。

憲章文 三・四

健康、環境美化を通じての
《豊かで美しいまちづくり》に
ついてうたっています。

委員会には、この理念の下
に活動を行う【都市美化部会】
があります。

憲章文 五・六

自然・文化を愛し、教養を
高める《ゆかしい文化のまちづ
くり》についてうたっていま
す。

委員会には、この理念の下
に活動を行う【文化教養部会】
があります。

会津陸上競技場前に
設置されている、
市民憲章が記された
看板



中央公民館前の花壇
に設置されている、
市民憲章が記された
石碑



委員長
物江 利雄

市民のみなさん

「市民憲章」という言葉は
普段は聞き慣れない言葉で
すが、一度は聞いたことがあ
るのではないのでしょうか。

市民憲章とは、住んでいる
まちをより暮らしやすくす
るために、市民自らが定めた
理想や目標のことです。

全国で、それぞれの地域の
個性あふれる様々な住民憲
章が制定されていますが、い
ずれも「住みよいまちづく
り」の原点であり、地域住民
の心よりどころとなっております。

市民憲章推進委員会は上
記三つの部会から構成され
ており、実践活動を企画推進
しています。

この運動に携わる方々の
輪をさらに広げ、住んで良か
った、これからも長く住みた
いまちづくりを実践してい
きましょう。

小さな親切運動

ひとりひとりのちよつとした勇氣とおもいやり、やさしさがきつと幸せに暮らせるまちをつくっていく...そんな勇氣と思いやりをもった人たちの、心あたたまるお話を募集しています。

市民憲章推進委員会では、憲章文の「親切をつくし住みよいまちをつくりましょう」の精神に基づき、心あたたまる行為をした人たちを「小さな親切」運動の福島県本部（東邦銀行総合企画部広報室内）に推薦しております。

次の必要事項を本委員会事務局までご連絡ください。

【必要事項】

- ・ 実行者氏名
- ・ 実行者連絡先（住所・番号）
- ・ 実行内容（いつ、どこで、誰に對して、どんなことをしたか）
- ・ 推薦者氏名
- ・ 推薦者連絡先（住所・氏名）

【お問い合わせ先】

会津若松市民憲章推進委員会事務局（市役所環境生活課内）
電話 0242 39 1221

クリーン鶴ヶ城作戦

終了式では、本委員会名誉会長でもあります会津若松市長よりごあいさつがありました。



5月12日（土）

会津若松市のシンボルでもあり、市民のみなさんの憩いの場になっている鶴ヶ城を、まちのみんなできれいにし、市民の方もちろんのこと、観光でお出でになる方々を、清々しい気分でお迎えしようと、クリーン鶴ヶ城作戦を実施しました。
総勢千七百七十五名のご参加をいただき、環境美化意識の高まりを、強く感じられました。

個人の方はもとより、事業所、団体など多くの皆さまにご協力いただきました。



花いっぱい運動 駅前プラントナー設置

6月20日、花いっぱい運動のまちづくりの推進の為、会津若松駅前の広場、及び公園傍の通路にベコニアのプラントナーを百八十個設置しました。

設置後の灌水作業は、設置作業にもご参加いただきました、JROB会会津支部の皆様にご協力いただいております。



当日はあいにくの雨でしたが、JROB会や駅職員の方々など多くのご協力を頂きました。

市民憲章花園コンクール

本年度、現地審査は終了しました。来年度もご参加よろしくお願ひします。紙面の都合上、現地審査が終了した花壇の一部のみ掲載しております

【個人の部】



【団体・事業所の部】



【学校の部】



各コンクールの結果については、次回発行の市民憲章だよりでお知らせいたします

市民憲章作文コンクール

市民憲章の普及と、子どもたちがまちづくりに関心を持つ機会づくりのため、本委員会文化教養部会の事業として、毎年市内の小・中学生を対象に市民憲章文をテーマとして作文を募集しています。

昨年度「自然と文化財とを愛し、ゆかしいまちをつくりましょう」の憲章文をテーマに、小学校4・5・6年の部で、最優秀賞に輝いた作品を掲載いたします。

皆鶴姫について

河東第一小学校 四年 古川 千里

私たちの住んでいる河東、藤倉の東に源義経と皆鶴姫の悲恋物語を伝える碑があります。

皆鶴姫は『義経紀』に登場する鬼一法眼(兵法氏)のぎりの娘です。

平家打倒を願う源義経は鬼一法眼の兵法書を学ぶために、皆鶴姫に近づき恋仲になります。義経は、兵法書をひそかに写し取ることに成功しますが、平清盛に気づかれ奥州逃げます。姫は義経の後をしたって河東の藤倉まで来ますが、追いつけないと知り、ななば池に身を投げてしまいます。義経はばんだい町の大寺でこれを知り、姫を池のほとりに葬ってはかをきずいたとされます。

義経に再会できず空しいまま亡くなった皆鶴姫は、他の人にはこのような別れの気持ち(くづ)を味合わせたくないとして、参詣する人によりようえんを授けると、今でも深く信じられます。(八三年前)

皆鶴姫は、へいあん時代、十八才で亡くなったそうです。

十八才、みじかい命で亡くなったなんてとてもかわいそうです。

一、ななば池を見てみたら

私はななば池に行ってみました。ななば池には水ではなく草がいつばいさいっていました。でもよくくみるとちゃんと水が入っていたけど、へいあん時代よりは水は入っていないと思います。

二、ななば池を調べたら

皆鶴姫は藤倉村にとりゅう中、義経との再会の望みをたち、池に身を投じました。村人はこれをなくさんでねんごろに葬ったと言われています。

ななば池あとは、げんざいの村の前のひく田園となっていますが、昭和の初めころまでは一面のよし谷地でした。

今は、小さな池が作っており、水がたえず流れています。

皆鶴姫の話はとてもし話なので、きょうみのめる人は、ぜひ藤倉に行ってみてください。

わがこころの市民憲章

感謝…『自分のことは二の次』にされて



河東第三小学校、東山小学校の校長を務められた方です。

男女共同参画をすすめる会会長

山ノ内 ワグリ (71)

つい先達つて、本市の中央公民館に用足し(十会合)に出かけたら、前庭にあった市花『タチアオイ』が立派にその使命を終え、新たな生命を心待ちにしているかのように、花壇が美しく整えられていました。あの炎天下をものともせず、手入れに汗しておられた委員の皆さまの、昨年のお姿が思い起こされて、改めて、感謝と申し訳ない気持ちでいっぱいになりました。ありがとうございます。

さて、学校花壇のことになりますが、在職中は貴委員会が先頭に立って進めておいでの『花いっぱい運動』で、特段のお導きをたまわり、おかげさまで最終勤務校では、『最優秀賞』の栄に浴すことができました。

童・師・PTA・地域という四位一体の足並みで、前年からのたい肥づくりをはじめとして、土作り、種まき、水やり、除草等々の活動に取り組み中で、成長の歡び、協力することや思いやりの心の大切さ、日々の労作の苦しさや価値、手をかけたことに感謝、応える花たち、地域の方々からのおほめやねぎらいの中で体得できる達成感・成就感。更にこれが次のステップになっていく…。

このことは、『花いっぱい運動』があるからこそその成果で、これひとつの運動を例にしましても、市民憲章の六項目がすべて網羅されていることを、再認識した次第です。

ここに至るまでには、委員長様はじめ係の皆さまの現地審査がありました。さすが先達だけあって、手前どもの緊張を解きほぐされ厳正な審査の中にもお人柄の素晴らしさに接し、勇気百倍の力をいただいたものでした。

貴委員会には、目的達成のためのしつかりした組織と最適任者がおられ、年々充実浸透の一途をたどっておられること、心強い限りに存じます。

近年、先進国なるがゆえの人々を取りまく負の部分心配されているようにも思われます。『知・徳・意・情・体』すべてが包含されている『会津若松市民憲章』。これを具現するために、日々『自分のことは二の次の心』で携わっておられる皆さまに、心からの敬意を表したいと思えます。

『ボランティアは地球への家賃』。尊敬する先輩からおききできたことはです。できる範囲で、与えられた条件下で貴委員会と市民憲章に心寄せ続けられれば思うこの頃です。皆さまのますますのご活躍を祈りつつ。

編集後記

今年の夏は特に暑い日が続きましたが、ようやく秋の虫が鳴き、きれいな秋風が訪れます。

市民憲章の制定から、来年で四十周年になります。記念事業の実施のため、早くもその準備に当たって居ります。

今回は、山ノ内ワグリ様より感謝のおこたえを頂戴し、身の引き締まる思いです。

これから市民憲章を理解し、一人ひとりが生活の中で実践していきましよう。

会津若松市民憲章推進委員会
広報委員会 (五十音順)

委員長 高橋 昭子
委員 宇内 昭子

遠藤 徳雄
城戸 仁

齋藤 齊
佐藤 光雄

渡部 浩一